

「保護具着用管理責任者」講習

一般社団法人 足利労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、労働安全衛生法令が改正され、今年4月から、有害物質(化学物質)からの「ばく露防止」のため、労働者にマスクや手袋などの保護具を使用させるときは、その作業現場ごとに「保護具着用管理責任者」を選任して、保護具の選択、使用監視、保守管理などを行わせることが義務化されました。

正しい保護具の使用は、健康被害の防止に直結し、責任者はそのキーマンとなりますので、この機会を逃さず受講くださるようお願いいたします。

【選任資格】

第1種衛生管理者や作業主任者などの有資格者を除き、保護具の管理に関する講習(当協会の講習)の受講者でなければ選任することができません。また、有資格者であっても講習を受講するのが望ましいとしています。

【講習内容(厚生労働省の通達規定による)】

- (1)保護具着用管理 0.5h
- (2)保護具に関する知識 3.0h
- (3)労働災害の防止に関する知識 1.0h
- (4)関係法令 0.5h
- (5)実技(保護具の使用方法等) 1.0h

記

1 日時 令和6年7月24日(水) 9:00~16:30

2 会場 地場産業振興センター小ホール(足利市田中町 32-11) ※学科・実技とも

3 受講料 16,500円

受講の際は、事業所で実際に使用している保護具(眼鏡・マスク・手袋など)を持参してください。
事業場の作業内容に応じた保護具のアドバイスなどを行います。(保護具の持参ができない場合は、
別途 8,800 円で保護具(マスク・手袋)を用意しますのでお申し出ください)

※会員以外の方は、規定の金額に手数料として 3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年5月1日(水)~7月10日(水) 定員40名(申込順)

5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。

※詳しいことは、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL73-6660 Fax73-9555